

追加型投信／内外／債券

グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)

愛称: **グロソブN**

*Global
Sovereign
Open*



委託会社 国際投信投資顧問株式会社

ファンドの運用の指図を行う者
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

グロソブ専用 **0120-759318**
ダイヤル (受付時間/営業日の9:00~17:00)

ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>

受託会社 株式会社りそな銀行

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

ご購入に際しては、
本書の内容を十分にお読みください。

国際投信投資顧問

- 本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年9月27日に関東財務局長に提出しており、平成25年10月13日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

| | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 委託会社名 | 国際投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 |
| 設立年月日 | 1983年3月1日(昭和58年3月1日) |
| 資本金 | 26億8千万円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 3兆5,689億円 |

(2013年7月末現在)

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|----------------------------------|------|-----------------|---------------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 債券 | その他資産 投資信託証券 (債券・公債・高格付債*) | 年1回 | グローバル (日本含む) | ファミリー ファンド | あり (適時 ヘッジ) |

* 高格付債：国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を
主要投資対象とし、国際分散投資を行います。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに
基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

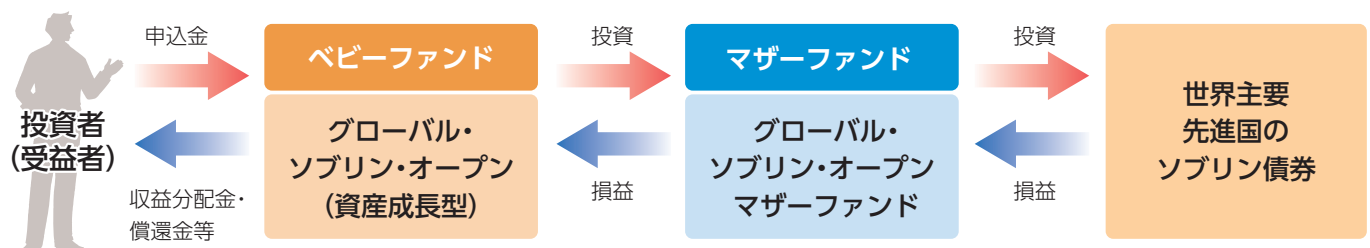


信託財産の十分な成長に資することに配慮し、
収益の分配を行わないことがあります。

くわしくは、次のページ以降をご覧ください。▶▶▶

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD (経済協力開発機構) は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、国際投信投資顧問がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する **国債** や政府機関が発行する **政府機関債** 等をいいます。また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する **国際機関債** のほか、当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの **州政府債** もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

| | Moody's社 | S&P社 |
|----|----------|------|
| 高い | Aaa | AAA |
| | Aa | AA |
| | A | A |
| | Baa | BBB |
| | Ba | BB |
| | B | B |
| | Caa | CCC |
| | Ca | CC |
| | C | C |
| 低い | - | D |

A格以上 の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付け機関のうち、少なくともひとつの格付け機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付け機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

マザーファンドの現在の投資先と格付け状況 (2013年7月31日現在)

| ●国債 | | |
|---------------------|------|-----|
| カナダ | Aaa | AAA |
| アメリカ | Aaa | AA+ |
| メキシコ | Baa1 | A- |
| ノルウェー | Aaa | AAA |
| スウェーデン | Aaa | AAA |
| フィンランド | Aaa | AAA |
| ドイツ | Aaa | AAA |
| オランダ | Aaa | AAA |
| イギリス | Aa1 | AAA |
| フランス | Aa1 | AA+ |
| ベルギー | Aa3 | AA |
| ポーランド | A2 | A |
| シンガポール | Aaa | AAA |
| 日本 | Aa3 | AA- |
| オーストラリア | Aaa | AAA |
| ニュージーランド | Aaa | AA+ |
| ●政府機関債、国際機関債、州政府債等 | | |
| ドイツ復興金融公庫(KfW) | Aaa | AAA |
| 国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD) | Aaa | AAA |
| 欧州投資銀行(EIB) | Aaa | AAA |
| 北欧投資銀行(NIB) | Aaa | AAA |
| 欧州連合(EU) | Aaa | AAA |
| 米州開発銀行(IAADB) | Aaa | AAA |
| アジア開発銀行(ADB) | Aaa | AAA |
| 国際金融公社(IFC) | Aaa | AAA |
| ブリティッシュ・コロンビア州 | Aaa | AAA |
| ニューサウス・ウェールズ州 | Aaa | AAA |
| ビクトリア州 | Aaa | AAA |
| 欧州金融安定基金(EFSF) | Aa1 | AA+ |
| クイーンズランド州 | Aa1 | AA+ |
| オンタリオ州 | Aa2 | AA- |
| ケベック州 | Aa2 | A+ |

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。
 ※格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所) Bloomberg
 ※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。



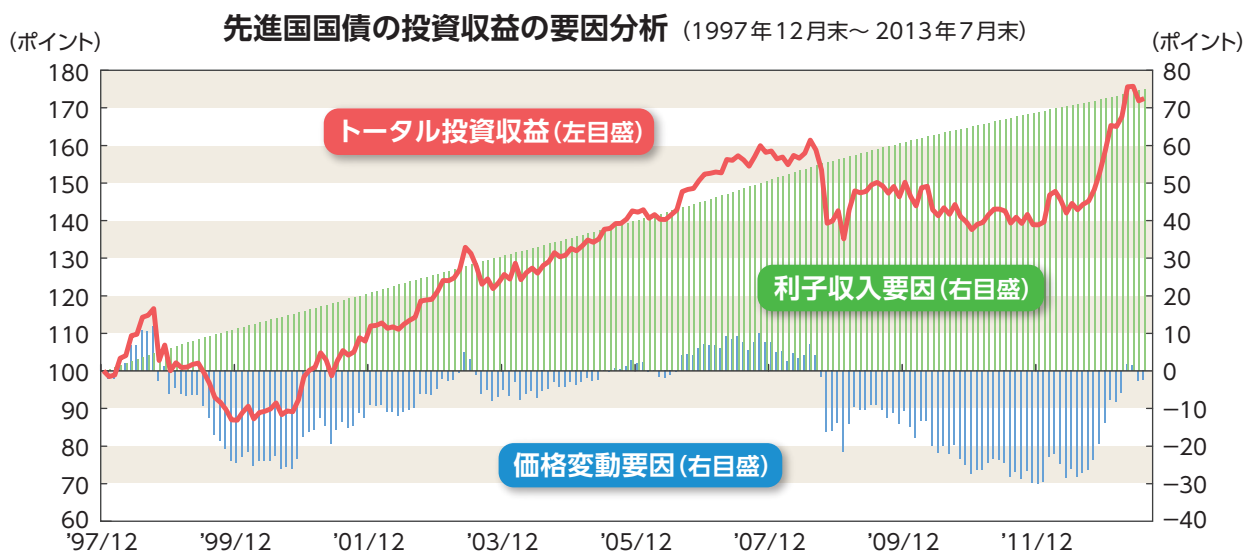
安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

■ ご参考

下記のグラフは、当ファンドの実績ではなく、ベンチマーク(シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む))のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。



※上記は、1997年末を100ポイントとして指数化したシティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)を「トータル投資収益」とし、これを国際投信投資顧問の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入(経過利子を含む)を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。(出所) Bloomberg

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇(低下)すると下落(上昇)します。

また、満期までの残存期間が長い(短い)債券や利率が低い(高い)債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく(小さく)なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 \uparrow (債券価格が下落 \downarrow) すると予測した場合

満期までの残存期間が **短い** 債券への入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下 \downarrow (債券価格が上昇 \uparrow) すると予測した場合

満期までの残存期間が **長い** 債券への入替えを行い、債券価格の値上がり利益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇 \uparrow すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落 \downarrow すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※ 組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行います。これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

- ◆ 毎年11月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成26年11月17日とします。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ 主な投資制限

| | |
|-------------|------------------------|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

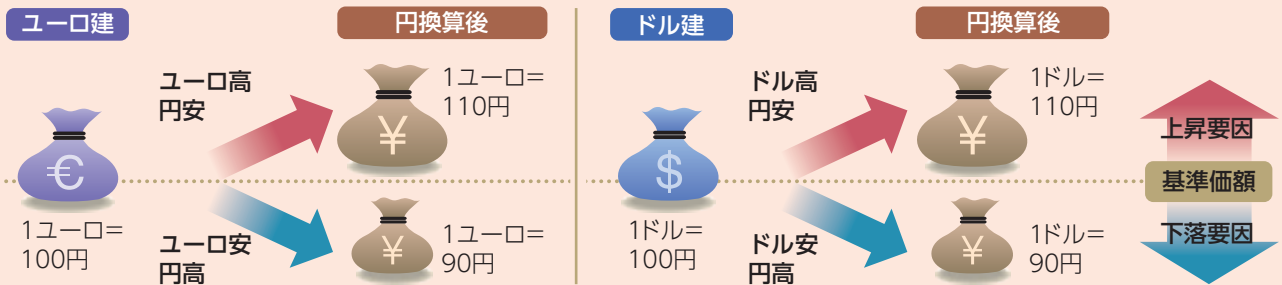
基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。**

主な変動要因は以下の通りです。

為替変動リスク

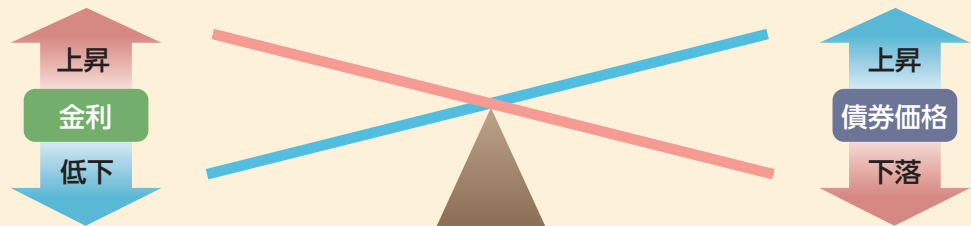
当ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安)になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高)になれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

金利変動による
債券価格の変動
イメージ



信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの基準価額も変動します。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。



運用実績 (最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。)

2013年9月27日現在

当ファンドは、平成25年11月15日から運用を開始することを予定しています。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

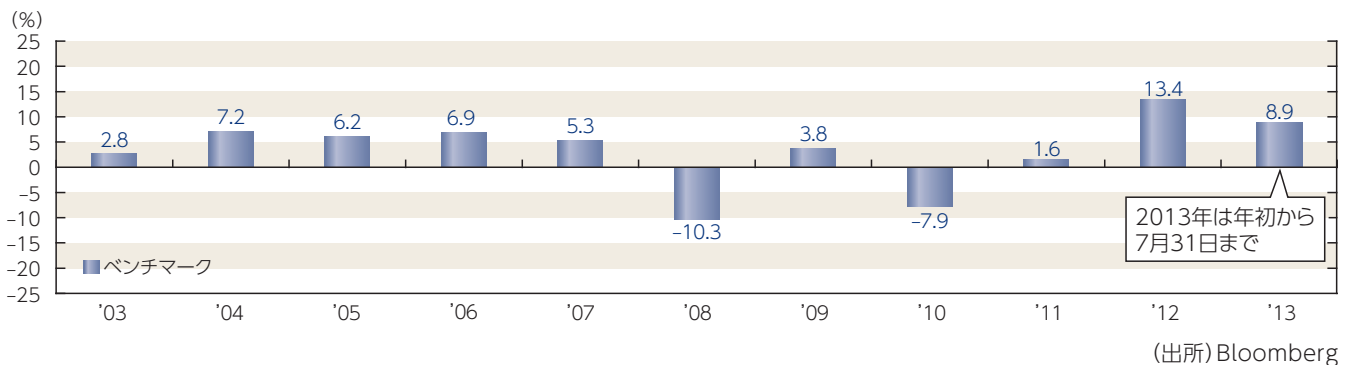
■ 分配の推移(1万口当たり、課税前)

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドの年間収益率について該当事項はありませんが、当ファンドのベンチマークの年間収益率をご参考として以下に記載いたします。

● ベンチマークの年間収益率



■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

注記事項


- 当ファンドはシティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。
- ベンチマークは当ファンドの設定後に算出される基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。


ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。





手続・手数料等

お申込みメモ

| | | |
|--|------|--|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 |
| | 購入価額 | 当初申込期間: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入受付日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |

| | | |
|--|------|--|
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| | 換金価額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。 |
| | 換金代金 | 原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。 |

| | | |
|--|-------------------|--|
|  申込について | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 |
| | 購入の申込期間 | 当初申込期間 平成25年10月16日から平成25年11月14日まで 継続申込期間 平成25年11月15日から平成27年2月12日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。 |

| | | |
|--|--|--|
|  その他 | 信託期間 | 無期限(平成25年11月15日設定) |
| | 繰上償還 | 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。 |
| | 決算日 | 毎年11月17日(休業日の場合は翌営業日)※第1期の決算日は平成26年11月17日とします。 |
| | 収益分配 | 毎年(年1回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 1兆円 |
| | 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。 |
| 課税関係 | 課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |



手続・手数料等

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 当初申込期間 1口当たり1円に対して、 上限1.575% (税込) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。) |
| | 継続申込期間 購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 上限1.575% (税込) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。) |
| 信託財産留保額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率1.3125% (税込) をかけた額とします。 各支払先への配分は次の通りです。 | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用の配分 各販売会社の純資産残高に応じて* | 100億円以下 | 100億円超 | 300億円超 | 500億円超 | 750億円超 | 1,000億円超 | 1,500億円超 | 2,000億円超 | 3,000億円超 | 4,000億円超 | 6,000億円超 | 8,000億円超 | |
| | | 300億円以下 | 500億円以下 | 750億円以下 | 1,000億円以下 | 1,500億円以下 | 2,000億円以下 | 3,000億円以下 | 4,000億円以下 | 6,000億円以下 | 8,000億円以下 | | |
| 配分 | 委託会社 | 0.8925% | 0.7875% | 0.6825% | 0.6300% | 0.5775% | 0.5250% | 0.4725% | 0.4200% | 0.3675% | 0.3150% | 0.28875% | 0.2625% |
| | 販売会社 | 0.3675% | 0.4725% | 0.5775% | 0.6300% | 0.6825% | 0.7350% | 0.7875% | 0.8400% | 0.8925% | 0.9450% | 0.97125% | 0.9975% |
| | 受託会社 | 0.0525% | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 1.3125% | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0042% (税込) 以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 | | | | | | | | | | | | |

※運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用 (手数料等) については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-----------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10.147% |
| 換金 (解約) 時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10.147% |

※上記は、平成25年7月末現在のものです。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

国際投信投資顧問株式会社

KOKUSAI Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005)

 **0120-759318** (グローバル専用ダイヤル)

(受付時間/営業日の9:00~17:00)

<http://www.kokusai-am.co.jp>

